

## 様式 2

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	行政法務課
契約締結年月日	令和8年2月3日
契約者名	足立 格
契約名	訴訟委任契約（甲府地方裁判所令和5年（ワ）第408号事件の控訴事件）
契約金額 （税込み）	着手金 550,000円 成功報酬 1,100,000円
随意契約理由	<p>訴訟代理委任契約は、委任先である弁護士に一定の能力、信頼等が要求されることから、その性質上、競争入札に適しないので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約によることができる。</p> <p>また、令和3年3月31日開催の県議会全員協議会での説明を経て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」においては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。</p> <p>足立格弁護士は、本事件についての法律相談を担当し、及び本件第一審の訴訟代理人を務めており、本件の内容及び関係法令を最も熟知している者であることから、上記指針の「事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者」に該当する。</p> <p>また、控訴審においては第一審における原告・被告双方の主張立証の内容を踏まえて主張を行う必要があり、第一審の訴訟代理人を控訴審においても訴訟代理人として選任することが合理的である。</p> <p>よって、本事件に係る訴訟代理人は足立格弁護士が最適であるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、足立格弁護士との随意契約を行うこととする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

